

令和4年度総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会

第2回常任幹事会 レポート

令和4年8月26日(金)14:30-15:00

兵庫県スポーツ協会 会議室

去る令和4年8月26日(金)に開催された第2回常任幹事会の協議内容をお知らせします。

協議事項 登録有効期間の変更に伴う県協議会登録規程等の改正について

令和4年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会第1回常任幹事会及び第2回臨時常任幹事会において、登録認証制度の有効期間が改定されたことを受け、兵庫県協議会諸規定の関連する条文の改正を行いました。全国協議会登録規程等の変更内容と、それに伴う県協議会の対応方針は、下記の通りです。

変更内容

- (1) 令和6年度から登録有効期間を4月1日から翌年3月31日までとする。
(変更前は、登録手続き当該年度の11月から1年間)
- (2) 令和4年10月31日までに登録申請・審査したクラブの認定期間(予備登録)を5ヶ月延長し、令和4年11月1日から令和6年3月31日まで(1年5ヶ月間)とする。
- (3) 令和4年11月から令和6年3月31日までの登録料は、7,000円とする。

【登録料内訳】

- ・令和4年11月1日～令和5年10月31日分 5,000円(1年間)
- ・令和5年11月1日～令和6年3月31日分 2,000円(5ヶ月間)

対応方針

- (1) 令和4年度登録クラブへの対応

【パターン①】

令和4年度登録の有効期間は、全国協議会の変更に準じて、令和4年11月1日登録の有効期間を令和6年3月31日まで5ヶ月間延長し、延長分の登録料を含む7,000円を徴収する。

【パターン②】

令和4年度登録の有効期間は、事前の周知に基づく令和5年10月31日までとし、登録料5,000円を徴収する。令和5年度の登録有効期間は、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5ヶ月間とし、登録料2,000円を徴収する。

(2) 令和5年度新規登録クラブへの対応

令和5年度の新規登録（予備登録）は可能とする。なお、令和5年度登録の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの5ヶ月間とし、登録料は2,000円とする。